事業者の皆さまへ

機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止しましょう

岩手労働局管内における休業４日以上の「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害は毎年100件以上発生しており、多い年には３件の死亡災害が発生しています。

業種別では製造業が最も多く、製造業における労働災害の20%以上を占めています。

特にコンベア・ロール機などの動力機械へのはさまれ・巻き込まれは死亡や身体部位の切断などの重篤な災害につながりかねません。

本パンフレットを参考に、はさまれ・巻き込まれ防止対策の徹底をお願いします。

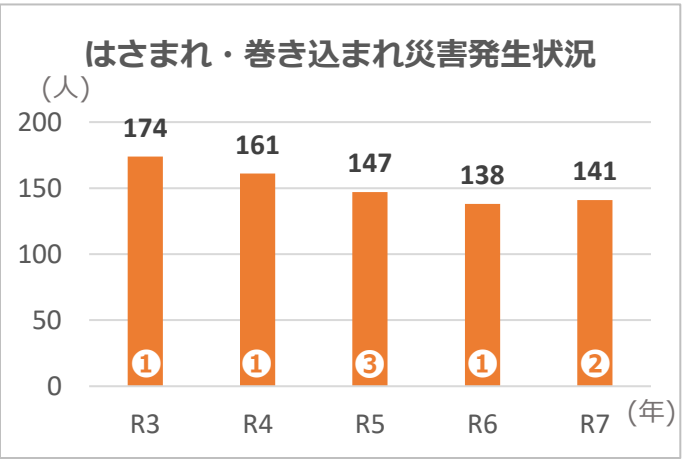

※岩手労働局管内、休業４日以上。
※丸数字は死亡者数。

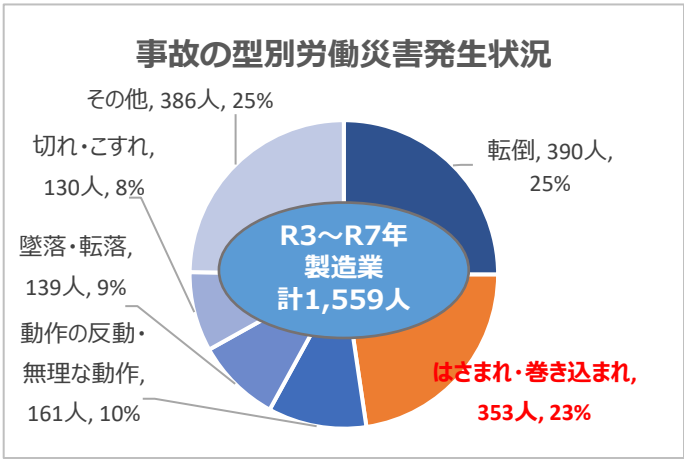

※岩手労働局管内、休業４日以上。

岩手県内の死亡災害事例

番号	業種	発生年月	性別	年齢（経験期間）	概要
1	その他の製造業	平成28年２月	男	30歳代(１年未満)	木材チップをふるい分ける機械の始業前点検中、ベルトコンベアーのテールローラー部に身体を巻き込まれたもの。
2	木材・木製品製造業	令和２年11月	男	50歳代(20年以上30年未満)	木材チップを運搬するベルトコンベアーのシャフト(回転軸)に衣服の一部が巻き込まれ、心肺停止の状態で発見されたもの。
3	食料品製造業	令和５年12月	男	50歳代(20年以上30年未満)	脱脂粉乳の自動充填室において、被災者が稼働中の「自動充填機」資材折込部に頭部が挟まれ死亡したもの。
4	食料品製造業	令和７年７月	男	50歳代(30年以上)	蒸練機を使用して生地を入れ込む作業で、紙袋に入った砂糖を持ち上げて投入していたところ、回転部に紙袋ごと手が巻き込まれ、手首を切断したもの。

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare
岩手労働局・一関労働基準監督署
R８.11作成

ポイント① はさまれ・巻き込まれ防止措置を講じましょう

▸ 危険箇所に安全カバー、安全柵、囲い等を設けましょう

① 機械の駆動部分など、はさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所には安全カバーを設ける等により、労働者の身体の一部が巻き込まれることを防止する措置を講じてください。

② 開閉可能な安全カバー、安全柵等には開くと機械の運転が停止する、停止しないと開かないようなインターロックやリミットスイッチ等の安全装置を設けてください。

③ 設けた安全カバー等を取り外したり、インターロック等を無効化させていないか、管理者や責任者が点検してください。

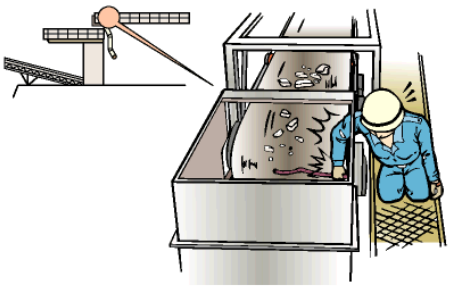

出典：職場のあんぜんサイト



安全カバー



安全柵



インターロック付き防護柵

関係法令

労働安全衛生規則第101条

1 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

▸ 非常停止装置、急停止装置を設けましょう

① 機械の異常や故障などの際に、直ちに運転を停止することができる非常停止装置等を機械ごとに設けてください。

② 非常停止装置は容易に認識でき、作業位置を離れることなく操作することができる位置に設置してください。

③ 機械の加工範囲が長い製造ライン等では、ロープ式の非常停止装置の設置を検討してください。



出典：職場のあんぜんサイト

非常停止装置(押しボタン)の要件

▪ 容易に押すことができるよう、押しボタンはキノコ型とし、操作盤等から突出させること。

▪ 押された状態を維持できる(ロック式)機能とすること。



関係法令

労働安全衛生規則第103条

1 事業者は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しゃ断装置を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しゃ断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りでない。

2 事業者は、前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しゃ断装置を当該加工の作業に従事する者がその作業位置を離れることなく操作できる位置に設けなければならない。

3 事業者は、第一項の動力しゃ断装置については、容易に操作できるもので、かつ、接触、振動等のために不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

ポイント② 清掃・点検・修理等作業中の運転停止

▸ 機械の運転を停止しましょう

① 機械の清掃、点検、修理、調整等の作業を行うときは機械の運転を停止させてください。

② 機械は直ちに停止せず、惰性で動くことも想定されるため、完全に運転が停止したことを確認し、機械の電源を落としてから作業させてください。

③ 「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作業が含まれます(H25.4.12付け基発第0412第13号)。

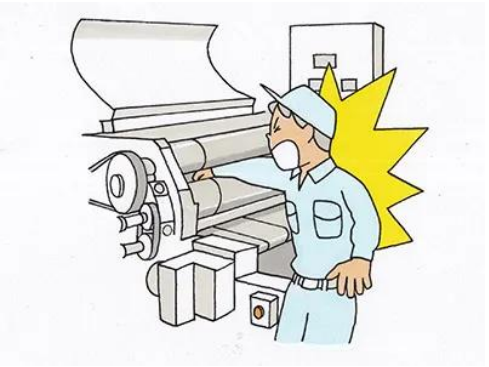

出典：職場のあんぜんサイト

イネーブル装置とホールド・ツゥ・ラン制御装置

▪ イネーブル装置…手持ちの手動操作装置を保持している間に限って、機械の運転操作を許可する装置。

▪ ホールド・ツゥ・ラン制御装置…手動操作装置のスイッチ、レバーなどを作動させている間に限って運転操作ができる制御装置。スイッチから手を離せば運転が停止する。

→やむを得ず機械を運転させながら作業しなければならない場合、覆い等を設けるか上記の機能を備えている必要があります

▸ 機械の運転を禁止する表示を行いましょう

① 機械の清掃、点検、修理等の作業を行うときは、機械の起動装置に錠を掛ける、表示板を取り付けるなどして作業中の作業者以外の者が機械の運転を再開させないようにしてください。

② 表示板には「点検中　運転禁止」など、作業中であることと運転禁止であることを見やすく表示してください。

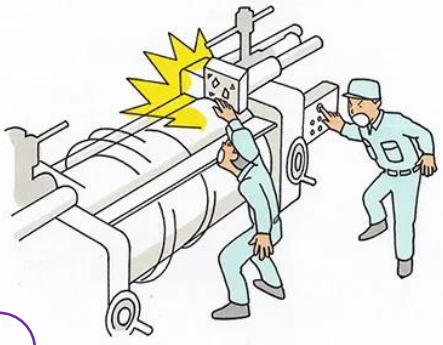

出典：職場のあんぜんサイト



ロックアウトとタグアウト

▪ ロックアウト…ブレーカー、スイッチ、バルブなどの動力源に錠を掛け遮断、施錠すること。

▪ タグアウト…ロックした箇所に警告文、イラストなどを表示したタグ(札)を取り付けること。

▸ 作業標準、作業マニュアルを作成し、教育を行いましょう

① 清掃、点検など頻度は少ないものの、定期的に予見される作業については、安全な作業方法を定めてください。

② 通常予見することができないトラブル対応等についても、決して単独で判断、行動しないよう連絡体制、対応方法等を定めてください。

③ 定めた作業標準、作業マニュアルは関係労働者に教育するなどして、当該内容に基づく対応を徹底させてください。



関係法令

労働安全衛生規則第107条

1 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。
　ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆い設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

はさまれ・巻き込まれによる労働災害防止のためのチェックリスト

	チェック項目	☑
1	原動機、回転軸、プーリー、ベルト等のはさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所には安全カバー、安全柵、囲い等を設けている。	□
2	機械には、非常の場合直ちに運転を停止することができるよう、非常停止装置、急停止装置を設けている。	□
3	共同で機械作業を行うときは、一定の合図を定めて合図者が合図を行っている。	□
4	機械の清掃、点検、修理等を行うときは機械を完全に停止させ、操作盤等に運転を禁止する旨の表示を行っている。	□
5	機械トラブル等、非定常作業に係る作業標準を作成している。	□
6	頭髪や被服が機械に巻き込まれるおそれのない作業帽、作業服、安全靴を着用させている。	□
7	ボール盤、面取り盤等の回転する刃物に巻き込まれのおそれのある作業では、手袋の使用を禁止している。	□
8	ロール機や巻き取りロール等のはさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所には囲いや覆い等を設けている。	□
9	遠心機械、粉砕機、混合機から内容物を取り出すときは機械の運転を停止させている。	□
10	コンベヤーの回転部には囲い、覆いを設け、ロープ式等の非常停止装置を設けている。	□

参考情報・ホームページのご案内

- 各種労働災害防止対策をはじめ、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。

  安全衛生関係リーフレット等一覧 検索

- 労働災害事例などヒヤリハット、KY活動等に役立つ情報のほか、外国人労働者の安全衛生教育に活用できる多言語対応の動画教材を掲載しています。

  職場のあんぜんサイト 検索

- 最新の労務管理、安全衛生に関する情報のほか、労働災害統計、署作成のリーフレットなどを掲載しています。

  一関監督署からのお知らせ 検索